

平成 26 年産米概算金引下げに伴う営農支援資金お借入条件の概要について

平成 26 年 10 月 1 日

ご利用 いただける方	○稲作を営む当組合管内の農業者個人及び農業生産法人(団体を含む)とし、当組合への平成 26 年産米出荷が条件となります。
資金使途	○平成 26 年産米概算金引下げに伴う稲作農業者の営農支援資金。
借入限度額	○稲作作付面積 10 a 当り 15,000 円を基準とし、300 万円を上限とします。(1 万円単位) (例) 100 a の場合……15,000 円×10=150,000 円 <u>15 万円がお借入限度額となります。</u> 3,000 a の場合……15,000 円×300=4,500,000 円 <u>上限の 300 万円がお借入限度額となります。</u>
借入期間	○6 年以内 (据置期間含む)。
借入利率	○年 0.50%【固定金利型】当初のお借入利率を完済時まで適用します。
融資方法	○お借入者口座入金。
返済方法	○年払いの元金均等返済または元利均等返済。 ○返済日は毎年 1 月 10 日。 ただし、平成 27 年 1 月 10 日は元金返済据置とし、据置利息のみお支払いすることができます。 (この場合、初回元利金返済は平成 28 年 1 月 10 日、最終返済期限は最長で平成 32 年 1 月 10 日となります。)
保証人	○借入申込者が農業者個人の場合は、個人連帯保証人 1 名以上をつけていただきます。 ○借入申込者が農業生産法人 (団体) の場合は、役員の個人連帯保証をつけていただきます。
担 保	○不要です。
借入申込 受付期間	○平成 26 年 10 月 1 日から平成 26 年 12 月 30 日までの申込みとなります。
その他	○上記以外にも審査要件がございますので、最寄りの支店までご相談ください。

仙 台 農 業 協 同 組 合